

令和 年度 市・県民税申告書

(上場株式等の所得に関する国税と異なる課税の選択申出書)

住所 _____

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

電話 _____ 個人番号 _____

1 国税と異なる課税を希望するものをすべて確定申告書から転記してください。

		申告書に記載した所得金額	特別徴収された住民税額
配当所得等	総合課税分 (第一表配当所得の額)	国税と異なる課税を希望する所得金額を確定申告書の1表または3表から転記します。記載のないものについては、国税と同じ課税を選択したとみなします。	円
	分離課税分 (第三表㉓の額)		円
譲渡所得等 (第三表㉔の額)			円

2 市・県民税の申告方法を(1)または(2)から選択し、該当する項目に☑をつけてください。

(1) 上記1に記載した上場株式等の所得について、申告不要制度を選択します。

(注意)
 ア 申告不要制度を選択できる配当所得等及び譲渡所得等は、所得税 15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税(市・県民税)5%の合計 20.315%の税率で天引きされているものです。所得税 20.42%を源泉徴収されている配当所得は総合課税となります。
 イ 特別徴収された住民税の控除や還付を受けることはできません。

(2) 上場株式等の所得について、下記のとおり申告します。

※ 申告する所得金額等をご記入ください。

		住民税で申告する所得金額	特別徴収された住民税額
配当所得等	総合課税分	申告することを選択した配当所得等について、希望する課税方式の所得区分に所得金額を記入します。	左記で申告する配当所得等に係る住民税額を記入します。
	分離課税分		
譲渡所得等			

3 国税と異なる課税を選択したことに伴い、配偶者控除や扶養控除等の追加・変更がある場合にご記入ください。

氏名	生年月日	続柄	個人番号	居住状況	(変更後の所得金額)
① 申告者本人の合計所得金額が 1,000 万以下になった等により配偶者控除等に変更があるとき					円
② 親族が国税と異なる課税を選択したことに伴い、その親族を申告者の扶養親族とするとき					円

4 上場株式等の国税と異なる課税を選択したことに伴う変更がある場合、該当する項目に☑をつけてください。

- 医療費控除 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除 繰越控除

添付書類 ※書類不備などにより上場株式等の所得と判断ができない場合、確定申告の内容で課税することがあります。

- ・税務署に提出した確定申告書(所得の内訳書を含む)の写し
- ・株式等の取引明細がわかるもの(特定口座年間取引報告書等)の写し
- ・個人番号確認書類及び本人確認書類(マイナンバーカード等)